

大分大学グローバル感染症研究センター運営委員会細則

令和3年9月28日制定
令和3年細則第20号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学グローバル感染症研究センター規程（令和3年規程第29号）第9条第2項の規定により、大分大学グローバル感染症研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学グローバル感染症研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) センターの教員配置に関すること。
- (4) センターの事業計画に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長
- (4) センターの教員 若干人
- (5) その他センター長が必要と認める者

2 前項第4号及び第5号の委員は、センター長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の運営委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 運営委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。